無期転換ルール導入に向けて

参考:厚生労働省無期転換ハンドブック

<対象者と条件>

- ◇対象となるのは、パートタイマー、アルバイト、契約社員など雇用期間に定めのある社員 (各社が独自に位置づけている雇用形態、例えば準社員、パートナー社員等も、名称に関わらず対象となります。)
- ◇有期社員より無期労働契約への転換の申込が合った場合、無期転換申込契約が成立する
- ◇以下の3要件が揃ったとき、労働者の無期転換申込権が発生する
 - ①有期労働契約の通算期間が5年を超えている
 - ②契約の更新回数が1回以上
 - ③現時点で同一の使用者との間で契約している

<導入の手順>

◇STEP 1 有期社員の就労実態を調べる

有期社員の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを確認しましょう。

◇STEP2 社内の仕事を整理し、社員区分毎に任せる仕事を考える

仕事の内容を分類し、基幹的な業務/補助的な業務や、業務の必要性が一時的/恒常的な どのタイプに分け、有期社員の計画的な活用戦略を立てましょう。

また、有期社員の転換後の役割を検討しましょう。無期への転換方法は主に次の3タイプ があります。

- ①雇用期間の変更(契約期間のみを変更する転換です。)
- ②多様な正社員への転換

(子育てや介護と仕事の両立を図りたい社員などを対象に、勤務地や労働時間、職務などの労働条件に制限を設けた正社員への転換です。)

③正社員への転換

(登用試験や面接などで能力を見極めた上で正社員として処遇するという選択肢が考えられます。)

◇STEP3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作る

長期的視点で、雇用形態・労働条件を含めて、無期転換時に適用される就業規則等を整備 しましょう。

◇STEP4 **運用と改善を行う**

無期転換をスムーズに進めるため、制度の設計段階から労使間で密なコミュニケーションを図りましょう。また、無期転換申込権について労働者に対しても事前に説明を行いましょう。

<支援策の紹介>

無期転換に関する情報提供や助成など、国で行われている様々な支援を活用しましょう。 ◇キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短期時間労働者、派遣労働者などの労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、人材育成、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成される制度で、①正社員化コース②人材育成コース③賃金規定等改定コース④健康診断制度コース⑤賃金規定等共通化コース⑥諸手当制度共通化コース⑦選択適用拡大導入時処遇改善コース⑧短時間労働者労働時間延長コースの8コースがあります。

厚生労働省キャリアアップ助成金パンフレットダウンロード

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-

Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000169218.pdf

◇ポータルサイト、パンフレット

無期転換ポータルサイト http://muki.mhlw.go.jp/

無期転換ハンドブックダウンロード

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudoukijunkyoku-

Kantokuka/0000138213.pdf

◇労働契約等解説セミナー

全国 47 都道府県にて、労働契約についての基本的な事項を解説するセミナーです。また、無期転換ルールの具体的な導入方法のほか、先行している企業の導入事例の紹介や個別相談も予定。

申込受付:受付中

開催場所:全国 47 都道府県 開催期間:2018 年 3 月まで

参加費:無料

※各地の日程・申込状況等は下記 URL よりご確認下さい。

http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201704.html